

事務局からのお知らせ

配分金支払い日の変更について（お知らせ）

令和元年度第4回理事会（令和元年11月28日開催）において、配分金規約の一部が下記のとおり改正されましたのでお知らせいたします。

記

公益社団法人加古川市シルバー人材センター配分金規約新旧対照表

改正後	改正前
— 略 —	— 略 —
<p>（支払日の原則） 第3条 センターは、会員の就業に伴う配分金は、仕事の出来高払いとして、毎月月末に締め切り、翌月の25日に支払うものとする。 ただし、仕事の完成後、その仕事に対する配分金を特に請求した場合には、当該請求に係る配分金を可及的速やかに支払うものとする。 なお、配分金の支払期日を変更する場合は、あらかじめ書面にて周知することとする。</p>	<p>（支払日の原則） 第3条 センターは、会員の就業に伴う配分金は、仕事の出来高払いとして、毎月月末に締め切り、翌月の15日に支払うものとする。 ただし、仕事の完成後、その仕事に対する配分金を特に請求した場合には、当該請求に係る配分金を可及的速やかに支払うものとする。 なお、配分金の支払期日を変更する場合は、あらかじめ書面にて周知することとする。</p>
— 略 —	— 略 —
<p>附 則 この改正規約は、令和2年7月1日から施行する。</p>	

令和2年6月分(7月支払い分)から、配分金の支払い日は、翌月の15日支払いから、翌月の25日支払いに変更されます。

毎月の配分金支払い日は、会員向け広報紙等でご確認ください。

公益社団法人加古川市シルバー人材センター

〒675-0067 加古川市加古川町河原453番地の15

TEL079-421-1207 FAX079-421-4141

<https://webc.sjc.ne.jp/kakogawa-sc/>